

平成 25 年 6 月定例会 原案可決・全会一致

議会議案第 1 号

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 7 月 1 日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 大 城 宏 之

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を求める意見書

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故から 2 年以上過ぎて
いるが、事故はいまだ収束しておらず、収束の見通しすら立っていない。多くの福島
県民が、田畑や仕事を失い、生活基盤と地域コミュニティが根こそぎ奪われ、経済的
にも精神的にも大変困難な状況に置かれ続けている。

このような中、国において、「東日本大震災に関わる原子力損害賠償紛争審査会に
よる和解仲介手続きの利用に関わる時効の中断の特例に関する法律」が成立したが、
被害者の多くは、被害の全容を把握することさえ不可能な状況にあり、かつ、消滅時
効完成までの短い期間でもれなく原子力損害賠償紛争解決センターに和解を申し込む
ことは、困難である。

すべての被害者に全面賠償をすすめるためには、原子力損害すべてについて損害賠
償請求権を、民法第 724 条前段の 3 年の消滅時効によって消滅しない特例を設ける必
要がある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別
立法措置を早急に実現させ、被害者の不利益を解消すること。
- 2 原子力損害被害者の損害賠償について東京電力株式会社の取り組みを含め、政府
の責任で広報・周知を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 7 月 1 日

郡山市議会